

よくある質問



●申込について

Q1 申し込んだ順に、保育施設に入れるのですか？

A 先着順ではありません。保育の必要性の高い方から利用先を決定します。

Q2 保育施設は仕事をしていないと入れませんか？

A 保育施設利用は、要件を満たしている場合に限りです。なお、求職活動中の方は認定有効期間開始日から2ヵ月以内に就労するという内容の「確約書」と「求職活動中であることが確認できる書類」の提出が必要です。

Q3 パートより正社員の方が有利に保育所に入れるのですか？

A 雇用形態によって選考に優劣がつくことはありません。就労日数と就労時間によって基本点がつき、点数の高い方から利用先を決定します。

Q4 見学に行っていない保育施設は申込できないのですか？

A 見学に行っていない保育施設でも申込は可能ですが、入園後の施設と保護者のミスマッチを防ぐためにも、できる限り希望施設の見学をお願いいたします。見学については、施設に直接お問い合わせください（感染症等の影響で見学を行っていない場合があります。必ず事前にご確認のうえ、見学を行っていない場合は、施設の提供する重要事項等をご確認のうえお申込みください）。

Q5 申込み時に書類が不足していた場合、いつまで受付してもらえますか？

A 各月の利用申込み締切日までにご提出ください。申込締切日を過ぎて提出された書類は、次回の選考からの反映となります。ただし、保護者の方の保育を必要とする状況がわかる書類が不足している場合は、申込み自体を受け付けることができません。申込みや不足書類の提出は余裕をもって行ってください。

Q6 申込をした後で、希望保育施設を変更することはできますか？

A 市ホームページの「希望施設等変更フォーム」にて変更可能です。申込有効期間中の変更は何度でも可能ですが、変更の締切は入所受付期間と同じになります。

Q7 幼稚園と保育施設を併願する予定です。どのように手続きをすればよいですか？

A 幼稚園と保育施設を併願することは、事実上可能です。まず、幼稚園は、園によって募集時期が異なる点にご注意いただき、園へ直接手続きをお願いします。また、保育施設は、利用案内をご確認いただき、申請（手続き）をお願いします。最終的には、1つの施設をご選択いただくため、辞退する場合は、施設（もしくは幼稚園担当課）に必ず連絡をしてください。

Q8 育児休業から復帰するときのために、事前に保育施設の予約はできますか？

A 予約はありません。他の方と同様に利用希望月の締切日までにお申込みください。

Q9 保育施設に入れなかった場合、毎月申込みが必要ですか？

A 新たに申し込む必要はありません。申込みの取下げがない限り、認定有効期間内は年度末まで毎月選考の対象になります。ただし、就労状況・家庭状況・児童の健康状況に変更があった場合は、「認定変更申請書」と必要書類を、みらいこども課まで必ずご提出ください。就労等の状況が変更しているにもかかわらず、ご提出がない場合は、認定の取消し（選考の対象外）とすることもあります。

Q10 令和6年度の申込みをしましたが、現在利用保留となっています。それでも令和7年度分も申込手続きが必要ですか？

A 申込みは年度ごとの受付となります。お手数ですが申込書や就労証明書等を改めてご用意いただき、再度お申込みください。

●提出書類について

Q11 複数箇所就労（ダブルワーク）をしている場合、就労証明書はどうすればいいですか？

A すべての就労先の就労証明書と、タイムスケジュール表を提出してください。タイムスケジュールには1週間どのように複数勤務しているかご自身でご記入ください。

Q12 就労内で申し込む場合、どのような書類を提出すればよいですか？

A 勤務開始予定日を記載した就労証明書（内定証明書）をご提出ください。勤務開始後1か月以内に、勤務開始後に就労先が発行した就労証明書をご提出ください。

●利用調整（入所選考）について

Q13 市内の保育施設をいくつ希望するかで選考に影響しますか？

A ご希望の保育施設以外は、利用の意思がないものとみなして選考しますので、利用可能な保育施設をできる限り希望してください。ただし、希望していたにもかかわらず利用先決定後に辞退をされると、翌月の選考でも利用先が決定するとは限りません。また、自己都合による辞退は減算（10点）の対象となり、選考全体にも影響が及ぶこともありますので、安易な辞退はおやめください。

Q14 きょうだいは必ず同じ保育施設に入れますか？

A 利用調整基準に基づき、できる限り配慮します。ただし、申請内容(きょうだい別園可で申請のあった場合など)や定員などの事情で別々の保育施設で利用決定する場合もあります。

Q15 利用決定先が第3希望の保育施設でした。年度途中で第1希望の保育施設に空きができれば優先的に移れますか？

A 第1希望以外の保育施設を利用承諾となった場合でも、転所を希望する場合は再度の申請が必要になります。その場合は再度の選考となり申請内容に基づき利用調整を行います。なお、転所となった場合にはいかなる理由があっても、転所を取りやめることはできず、現在利用中の施設は退所となります。

Q16 入所を辞退したい場合、書類の提出は必要ですか？また一度辞退した施設を後日希望することはできますか？

A やむを得ず入所を辞退する場合、みらいこども課入所入園係へ連絡後、速やかに「辞退届」を提出してください。ただし、次の入所選考から同一年度内は減算の対象となります。また同年度中は、一度辞退した保育施設を希望に入れることはできません。次年度よりお申込みいただけます。なお、その後の利用調整の中で、希望する施設に保育を必要とする度合いが同一の人がほかにて、施設に十分な空きがなく、さらに優先順位を決めなければならないときには、辞退したことがない人を優先してご案内することがあります。また、辞退した場合、保留通知の発行はできません。

Q17 勤務中に、大地震などの災害・震災が起こった際、子どもの迎えはどうすればよいですか？

A まずは、保育施設で大切にお預かりしますので、ご安心ください。東日本大震災では、交通網（道路・鉄道等）の麻痺により、多くの保護者が帰宅難民となりました。日頃から公共交通機関を使わなくても、お迎えに来ていただける方を確保しておくこと、併せて保育施設に対処方法を確認しておくことなどが大切です。

Q18 自己都合により、長期で保育施設を休む場合は、退所になりますか？

A 一定期間において、保育施設の利用がない場合は「保育が必要ではない」と判断し、原則退所となります。しかし、やむを得ない特別な事情により、通園ができないと判断された場合、休園期間はおおむね1ヵ月を目安に設けています。ただし、休園の場合でも保育料は通常どおりお支払いいただきます。
なお、里帰り出産の場合は、みらいこども課へご相談ください。

Q19 保育施設に夏休みはありますか？

A 保育施設に夏休み等の長期休暇はありません。なお、日曜、祝日、年末年始を除く月曜日～土曜日は、原則開園（所）していますが、施設により一部取り扱いが異なりますので、詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

Q20 現在幼稚園を利用中ですが、夏休みの間だけ保育園を利用することはできますか？

A 幼稚園に在籍したまま保育施設を利用することはできません。保育施設の利用が決まった場合は、幼稚園を退園する必要があります。

Q21 「求職活動中」で、きょうだい2人の申込みをし、上の子だけ利用先が決定しました。下の子が利用できるまで仕事を始めなくても上の子は入所できますか？

A 上のお子さんだけ利用先が決定した場合でも、下のお子さんを別居親族や企業内託児施設、認可外保育施設等に預けるなどして認定有効期間内に就労を開始していただきます。就労しない場合は退園となります。

Q22 上の子が保育施設利用中に母が妊娠し、産休・育児休業に入ると、上の子は退所になりますか？

A 一定の条件のもと、上のお子さんは利用を継続することができます。詳細については、市ホームページ（住民のみなさんへ≫保育≫保育所・保育サービス≫育児休業でのお申込みについて）の妊娠・出産フローチャートをご覧ください。

Q23 転所申込の結果、保留通知が届きました。今通っている保育施設は退所になりますか？

A 転所が決まらなかった場合でも、現在利用中の保育施設は継続して利用できますのでご安心ください。ただし、転所が決まった場合はいかなる場合も元の保育施設に通うことはできませんので、転所の必要がなくなった場合は速やかに転所申込の取下げをお願いいたします。

●認定について

Q24 保育施設の申込みをしたら認定証（2号・3号）が送られてきました。保育施設が決まったということですか？

A 認定証（2号・3号）は、保育が必要な方に交付される、「保育が必要であるという証明」です。保育施設の入所を決定するものではありません。

Q25 転職先が決まっていれば、退職してから1ヶ月ほど仕事を休んでも大丈夫ですか？

A 転職先が決まっていたとしても、1ヶ月以上就労しない期間が生じた場合は認定変更の手続きが必要となります。その後就労開始日の前月末までに再度、就労への認定変更の手続きが必要となりますのでご注意ください。なお、退職後に1か月以上就労していないことが判明した場合は、認定を取消す場合があります。

●保育料について

Q26 保育料がいくらになるか教えてもらえますか？

A 恐れ入りますが、窓口やお電話での回答はできません。ただし、「市県民税税額決定・納税通知書」や「（非）課税証明書」がある場合、保育料の階層の目安をお伝えすることができます。詳細はみらいこども課入所入園係までお問合せください。

Q27 公立施設と私立施設の保育料はどのくらい違うのですか？

A 保育の必要量（標準時間・短時間）により決められた時間内の保育料は、どの保育施設でも変わりません。3歳児クラス以上の場合は保育料無償ですが、延長保育料金や給食費、教材費などは保育料とは別に必要となり、金額は保育施設によって異なります。詳細は各保育施設のホームページ等をご確認ください。

Q28 3歳の誕生日を迎えたら保育料は無償になるのですか？

A 満3歳の時点では無償とはなりません。3歳児クラスに進級（4月1日時点で3歳）した時点から無償化対象となります。

Q29 保育料を滞納するとどうなりますか？

A 保育料を滞納する保護者と、滞納していない保護者との間で、著しく公平性が損なわれるのはもちろんのこと、保育施設の安定的な運営に影響を及ぼし保育サービスが低下する恐れがあります。公平性を期するため、児童手当からの充当のほか、悪質な場合財産の差押え等の厳しい措置をとることがあります。

●その他

Q30 就労先から、育児休業の延長の手続きのために保留通知の提出を求められました。どのような手続きが必要ですか？

A 保育施設のお申込みをしていただき、利用調整の結果不承諾となった場合、希望月の保留通知を発行します（結果通知は初回のみ送付します。その後も通知が必要な場合は、みらいこども課入所入園係までお問合せください）。

申込をしていない方に通知を発行することはできません。申込期間等よくご確認ください、お手続きください。締切を過ぎた後で、遡っての申込はできませんのでご注意ください。

また、育児休業の延長や育児休業給付金等の手続きにつきましては、みらいこども課ではご対応いたしかねます。必ず就労先やハローワーク等にご確認ください。